安心して暮らせる予算を

11・22対都各局交渉

福祉保健局との交渉で組合員一人一人の国保組合を守る努力について説明する参加者

福祉保健局

組合の取組みを評価
一人当り医療費増額を要求

【本部・末浪明子記】福祉保健局へは代表団54人が交渉にのぞみました。福田都連副委員長が要請書と都議会議員賛同署名を梶野国保課長に手渡した後、木村社保対部長が要請趣旨説明を行ないました。概要は①都費補助金の医療費・経費の増嵩分を含む現行水準確保、②生活習慣病予防対策事業やアスベスト疾患を含むがん対策事業への財政支援の拡充、③建設国保組合の育成・強化です。

梶野課長は3人のハガキを読み上げ、都費補助が国保組合を支える一助となっている、現行水準確保が重要との認識を示しました。平成30年度予算の要求額について、医療費部分は総額52億7600万円、29年度と比べ約1億5200万円の減額。これは被保険者数の減に伴うもので1人当たり医療費は21万9830円、28年度比10・8％増額を確保しました。特定健診・保健指導については1億3500万円（29年度比3600万円増）で財務当局に要求。医療費、特定健診・保健指導ともに現行水準の確保ができたことは、仲間のみなさんのハガキ要請等の運動、健診受診促進の取り組みの成果です。また、アスベスト・がん対策事業への補助については、都の国保事業として位置づけることは難しく、国の状況を踏まえて検討していくとの回答でした。

3つの国保組合からは、保険者機能を活かして医療費削減の努力をしていることが報告され、7人の参加者から暮らしや仕事のきびしい状況とがんの早期発見の重要性を訴え、都費補助の増額を要請しました。

産労局

1.6万円以下70％
都現場調査示して追及

【本部・村松加代子記】産業労働局・財務局・東京オリンピック・パラリンピック準備局（都市整備局、建設局、港湾局を含む）交渉は、中村都連賃対部長他25人の交渉団で行ないました。

要請内容は、①技術・技能支援の施策拡充、②入札制度改革での発注者、元請の責務遂行（下請・労働者へしわ寄せさせない）、③オリ・パラ現場の賃金・労働安全衛生対策、④公契約条例制定の検討、⑤現場従事者の賃金単価引上げ、⑥建設職人基本法に基づく計画の策定です。また、これらに関わって、法定福利費確保の実効策と、労働側（東京都連）との協議の場の設置（労働側の意見反映のため）を求めました。都側の回答は、前回交渉（2017年7月）と同様で、組合の要請に充分に応えるものではありませんでした。

産業労働局・財務局交渉では、これまで現場の実態を都に突きつけ、改善を迫ってきました。今回、東京オリ・パラで国際放送センター、メインプレスセンターとなる東京ビッグサイト増築工事現場で賃金調査を行ない、1万6千円以下が約7割を占める低賃金の実態を突き付けました。現場従事者から「（対都交渉に）期待している」と声を寄せられたこともあり、交渉団は、「『持続可能性に配慮した調達コード』があり、現場従事者の処遇改善は大会に必要不可欠。ぜひお願いしたい」と要請しました（当日、入札契約制度の担当者が欠席のため、後日の回答）。

小零細事業所・労働者の実状をふまえた真摯な対応と、元請受注者への積極的な指導を切に求めて交渉を終えました。

都整局

積極姿勢乏しく
啓発、情報提供に留まる

【本部・小路芳雄記】都市整備局交渉は松広都連住事対策部長ほか18人で行ないました。

「公立学校・公的施設等のトイレの洋式化改修工事」は、公園のトイレについては、改築時に並行して「ベビーベット」「ベビーチェアー」の付いている「誰でもトイレ」の設置を行ない、約7割に設置が完了しているとのこと。都立高校の洋式化率は49％、特別支援学校については80・5％で、今後も洋式化を進めたいとのことでした。小規模な改修については住宅供給公社（JKK）に外部委託をしているとの回答でしたが、発注形態について検討しているという回答でした。再度地元業者に発注することを強く要望しました。

助成制度の手続き簡便化を求める参加者

「リフォーム助成制度の創設」については、安心してリフォームを行なうことができる環境の整備が重要であり、東京都地域住宅生産者協議会と連携して情報提供を行なうという従来通りの回答でした。

「木密地域の耐震化・耐火化への促進助成策、感震ブレーカー助成、簡易耐震工事への適用拡大」については、各区市町村の判断に委ね、都は普及啓発に努めるとのことでした。

また、必要な耐震性が確保されていない住宅については、改修工事のみならず建て替えや除却工事についても耐震改修の相当分を助成できる制度を平成22年度から実施しているとのことでした。感震ブレーカーについても、取り付けについては都民の判断に委ね、助成はせず防火の1つのツールとして紹介するに留めるという回答でした。

木質化工事を地場工務店の仕事確保に前向きに検討するよう強く要望しました。

環境局

調査担当者増やせ
石綿対策全般的に行なえ

【本部・須賀哲也記】環境局交渉は、都側から11人、組合側から島田東京都連労働対策部長ほか13人の参加で行ないました。

まず、民間建築物における、アスベストの使用状況についての回答は、都と区・市で調査をしており、所有者等に除去等の対策を促していると回答し、さらに抜き打ち調査の中から、都で把握したアスベストを使用している建物に関しては管轄の労基署などへ報告をしていると回答し、各市区町村の調査担当者向けに、研修会なども開催しているそうです。しかし、担当者が2人ずつしか配属できていないという事で、調査担当者の増員を強く要望しました。

アスベスト問題で質問する参加者

産業廃棄物の処理方法等は、運搬業者や最終処分方法まで、すべてを把握しているとの回答。解体現場には産業廃棄物の再資源化を目的に、年間1000件程度の立ち入り調査を行なっており、廃棄物の中にアスベストがあるか調査し、適正な処理方法の指導をしているそうです。

アスベスト専門医の育成については平成29年2月に専門医へ向けた、読影の実習・学習会を行ない、レセプトを活用した被害の掘り起こしについては、本人に開示する場合も個人情報保護の観点から、レセプトを活用した掘り起こしは出来ないという回答でした。最後に被害の掘り起こしについては、平成20年に委託事業として、保健所の死亡者の個表から、中皮腫で亡くなられた方の遺族に対して、通知をしただけで、それ以降は掘り起こし活動をしていないという回答でした。

被害者の掘り起こしをしっかりやることと継続的な取り組みにすることを組合側から強く要望しました。

主税局

送付方法改めよ
個人番号の扱いで要望

主税局交渉は山本都連税対部長をはじめ9人で行ない、主税局からは14人が対応しました。

特別徴収税額通知への個人番号記載は従業員のプライバシー権を侵すことになると思うが、都の見解はとの質問に、個人番号記載は番号法および地方税法の規定に基づいていると回答。都連からは地方公共団体の業務が個人の権利を上回ることはない、憲法をどう解釈しているかと質問しましたが、憲法判断はできないとの回答にとどまりました。

普通郵便による特別徴収税額通知の給与支払者への送付はやめるように指導をとの要望には、市区町村は特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドラインと、個人情報保護評価書に基づき適切な郵送方法で送付していると回答。送付方法まで市区町村に指導する立場にはないことを示唆しました。

特別徴収税額通知の郵送事故・漏えい件数は11件あったと回答。都連から具体的な内容について質問し、他社の従業員のものを送った、郵便局の誤送付もあったと回答があり、都連からはなりすましなどが起こらないように、漏えいの恐れがある場合は個人番号の変更ができることの周知をするべき、ミスがないか確認していくべきではないかと要望しました。